化学製品ＰＬ相談センター　　2013年８月９日発行

アクティビティーノート〈第198号〉

Contents

2013年７月度における受付相談事例を中心に記載しています。

１． 相談業務

１．１． 相談受付件数

2013年７月度 相談受付件数（6／25～7／23 実働：20日）

	事故クレーム関連相談	品質クレーム関連相談	クレーム関連意見・報告等	一般相談等	意見・報告等	合計	構成比
消費者・消費者団体	4	1	0	4	0	9	45%
消費生活Ｃ・行政	3	0	0	3	0	6	30%
事業者・事業者団体	1	0	0	3	0	4	20%
メディア・その他	0	0	0	1	0	1	5%
合計	8	1	0	11	0	20	
構成比	40%	5%	0%	55%	0%		100%

相談内容区分（改訂 2003年8月）

区分	内容
事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に対する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問い合わせ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの

１．２．　受付相談事例および内容の紹介

―クレーム関連事案はすべて紹介しています。

※「臭い」と「ニオイ」の区別について
不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしています。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快と感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしています。

◈ 事故クレーム関連相談－８件

1. **＜住居用洗剤でダイニング用テーブルの塗装が剥げる＞　「6年程前に購入したダイニング用テーブルの黒ずみを取ろうと、購入した△△社の住居用洗剤○○をかけて布で拭いたところ、表面塗装がねばねばになり、剥がれてしまった。使い方には家具に使用できるとなっている。このような状態になるのであれば、表示が足りないのではないか」との相談を受けた。○○の表示には『フローリング床、ラッカー等の塗装面は目立たない所で変色しないことを試してから使う』となっているが、表面塗装のみの場合等試すことのできないものもあるので、この表示で十分とは思わない。表記の成分は『界面活性剤（0.2%アルキルアミンオキシド)、泡調整剤』となっているが、どの成分で塗装が溶けたのか分かるか。〈消費生活Ｃ〉**

   ⇒お話しからでは、テーブルの塗装に使われた成分が分からないため、回答はできません。テーブルの塗装に使われた成分を確認願います。○○の成分をWebサイトで確認したところ、泡調整剤に溶剤が含まれています。しかし、これが影響しているかは、配合量などもあるためメーカーでないと分かりません。○○のWebサイトには、使用方法に“家具などには直接スプレーせず、布などにスプレーして拭き取る”となっています。この使用方法を守らなかったことも影響している可能性も考えられますので、それも含めて△△社に問い合わせてみてください。

2. **＜エアコンクリーナーの噴霧でエアコンが故障＞　「自宅のエアコンの掃除を思い立ち、TVショッピングでエアコンクリーナー○○4本を購入した。早速TVの広告映像をまねてリビングのエアコンに噴霧したところ、エアコンの電源が入らなくなってしまった。エアコンメーカーに修理を依頼したところ、｢9年前の機種で保守部品がないため修理できない、取扱説明書にはエアコンクリーナーのような液体の噴霧は避けるよう記載している」と言われた。TVショッピングの会社は未使用のクリーナーの引き取りには応じたが、エアコンの買い替え費用については補償しようとしない。古いとはいえ正常に機能していたエアコンが、このクリーナーを使用した事により使えなくなったのであるから、この対応には納得がいかない」との相談を、60歳代の**

女性から受けているが、どうか。なお、クリーナーは液体状のミストを噴霧するタイプで、『使用前に電源を切ること』『電装部をビニール等で保護すること』等の注意書きがかかれている。〈消費生活C〉

⇒お話を伺った限りでは、電装部の濡れ防止処置が不十分だった等、製品の注意書き通りに使用しなかったために起きたトラブルと思われ、製造物責任（PL）法からは、製品の欠陥を指摘する事、更にはエアコンの故障に関する補償を求める事は難しいでしょう。ただし、TVショッピングの映像で、これらの使用上の注意喚起が不十分であるとすれば、宣伝・広告上の問題が考えられます。貴センターよりTVショッピングの会社に、この点に関する懸念を伝え、改善を要望されてはいかがでしょうか。

3. ＜エアコンから抗菌剤が流出後に体調不良＞　「1年近く前に、自分が経営する店に新設したエアコンから微粉が流出した。その2日後から、まぶたの周りの腫れと痛み、目のケイレンを感じた。その後、皮膚の腫れや筋肉のケイレンは全身に広がり、眼科や内科等に通院したがいまだに回復しない。メーカーは、「エアコン内部の抗菌剤の取り付け不良により、エアコン稼働時に抗菌剤が流出した」ことを認めたものの、「抗菌剤に使用している薬剤は安全性の高いものであり、長期にわたる体調不良の原因になるとは考えにくい」と言われた。一方、通院した医院では、「ケイレン等の症状と抗菌剤の因果関係はわからない」と言われた。メーカーに誠意ある回答を求めるためには、どうしたらよいだろうか」との相談を、50歳代の男性から受けている。抗菌剤と体調不良の因果関係を証明する診断書がポイントとなると思われるが、どのような医者に相談すべきか等、アドバイスいただきたい。なお、相談者は金属アレルギーの体質ではないと聞いている。〈消費生活C〉

⇒ご指摘の通り、メーカーに何らかの補償を求めるに当たっては、抗菌剤流出と体調不良の因果関係を証明する医師の診断書が必要と思われます。しかし、当センターでは皮膚刺激性に関する専門医等の情報は持ち合わせておりません。抗菌剤に含まれている成分には、金属アレルギーのパッチテストの対象になっているものもありますので、アレルギーテストの可能な皮膚科にご相談されてはいかがでしょうか。

4. ＜食器洗い乾燥機でプラスチックコップを洗った際の安全性＞　先日、自宅の食器洗い乾燥機を使用した際に、うっかりしてプラスチック製の透明コップを混ぜて洗浄した。洗浄終了後取り出してみたら、当該コップが一部変形していた。食器洗い乾燥機の中に、プラスチックから有害な成分が溶け出してはいないだろうか。コップには『アクリル樹脂製』と記載されている。（中年の男性）〈消費者〉

⇒一般に食器洗い乾燥機は、洗浄効果を高めるために温水を食器に吹き付けて汚れを落とし、温風で乾燥させます。このため、熱に弱い食器は洗えません。日本プラスチック工業連盟がまとめている”プラスチックの特性と用途”(http://www.jpif.gr.jp/00plastics/plastics.htm)によれば、アクリル樹脂の常用耐熱温度は70～90℃ですので、食器洗い乾燥機の温水や温風で変形する可能性もあります。食器に使用されるアクリル樹脂は、食品衛生法に沿った溶出テスト等で、その安全性が確認されています。食器洗い乾燥機の使用で変形しても、一般的には有害な物質が溶け出す事はないと思われます。

5. **＜防虫剤（リキッドタイプ）が倒れて、家具の表面が汚損＞　一昨日防虫剤（リキッドタイプ）を購入し、その日にベッドのヘッドボードの上に設置した。その晩寝る時に、防虫剤が倒れて中身が半分程こぼれているのに気付き、直ぐに拭いたが、ボードの天面が15cm×20cm位表面が剥がれたようになってしまった。注意書きは字が小さく読まなかったが、Webサイトを見ると、『倒れないようにお使いください』『液がこぼれた場合は速やかに拭き取ってください』とは書いてあるものの、『家具の上には置かないように』とは書いてなかった。容器の形状も縦長で安定しているとはいえず、メーカーにヘッドボードの補償を求めたが、「表示に『倒れないようにお使いください』と書いてある、ご意見は今後の参考にさせて頂く」というだけで、補償はしてもらえないとのことだった。消費生活センターに申し出、消費生活センターからもメーカーに言ってもらったが、回答は同じで、同センターから化学製品PL相談センターを紹介された。尚、成分にはエタノールが多く含まれているとのことだったが、このようなことはあるのか。又、この宣伝表記には、『どこにでも置けるシンプルなデザイン』と表記して、机の上や下駄箱の上、テレビボードの上に置いてある絵があり、これを見るとボードの上に乗せても大丈夫と思ってしまう。表示に問題はないのだろうか。（中年の男性）〈消費者〉**

⇒ボードの注意表示には『塗装面はシンナーやアルコールでは拭かないでください』となっていました。エタノールで影響を受けた可能性はありますが、成分濃度等が分からないと断言できません。容器の形体が倒れ易いとみるか、『どこにでも置ける・・・』の絵表記が、誤解を与える表記ととられる可能性があるかは、法律の専門家の判断にゆだねることになるでしょう。絵表記の件を消費生活センターに伝えていないのであれば、この点を消費生活センターに伝え、メーカーと再交渉できるかを相談されてはいかがでしょうか。

6. **＜化粧品の被害に関する相談窓口＞　家内と義姉が、△△社の化粧品〇〇を使い、皮膚に損傷を受けた。△△社は最近になって〇〇の欠陥を認め、自主回収を始めたので、自分は地元の支**

社に連絡しているが、支社の対応に誠意が感じられない。化粧品の製造物責任（PL）に関する相談窓口を紹介してほしい（中高年の男性）〈消費者〉

⇒消費者庁の提供する”製品分野別裁判外紛争処理機関”（http://www.consumer.go.jp/recall/organization/index.html）のリストに、『日本化粧品工業連合会PL相談室』が記載されています。ご連絡されてはいかがでしょうか。

7. **＜ベッドを搬入後、体調不良＞　5日前に△△社のベッドを購入して自宅に搬入し、息子が使用している。自分はベッドを搬入した日から咳がひどく、熱も出た。かかりつけの内科医から「風邪」と診断され、咳止め等の薬を処方された。この薬を服用し始めて、咳も徐々に治まってきている。しかし、自分は発病の時期から見て、ベッドが咳や発熱の原因ではないかと考えている。△△社に問い合わせたが、「そのような事例はない」と相手にされなかった。シックハウス症候群のような事例もあるので、この症状もベッドが原因ということはありえないだろうか。なお、息子に体調不良はない。（中高年の女性）〈消費者〉**

⇒お話をうかがっただけでは、ベッドが咳などの症状の原因であるかどうか判断できません。まずは、内科医の指示に従って、風邪の治療をされてはいかがでしょうか。なお、厚生労働省がまとめたパンフレット”健康な日常生活を送るために～シックハウス症候群の予防と対策”（http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei/dl/sick_house.pdf）には、建材や家具等から発生する化学物質や、カビ・ダニ等による健康影響（目がチカチカする、咳、鼻水、頭痛、湿疹等）に関する記載があります。人に与える影響は個人差が大きいとのことで、換気や掃除等の対策が紹介されています。

8. **＜表紙に使用されていたポリウレタンの劣化＞　出版会社に勤務している。5年程前に本の表紙に、業者が売り込んできた海外メーカーのものを初めて使用した。しかし、最近になって愛用者から「使用していたら表紙の表面がぽろぽろと剥がれてきた」との申し出があった。調べると、表紙はポリウレタンが使用されており、経時劣化したものと考えている。長く使う本なので、どの様に対応したらよいか困っている。このような事例はあるか。消費生活センターに問い合わせたところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈事業者〉**

⇒当センターで、過去のデータを調べましたが、表紙が劣化した場合の相談事例は有りませんでした。一般的にポリウレタンは加工や染色が簡単で軽いという特徴がありますが、経時劣化するという特徴も併せ持っていると言われています。長期に使用する本の表紙にポリウレタンを使用するのは、好ましいとはいえません。売り込んできた業者にも確認されてはいかがですか。

◆ **品質クレーム関連相談－１件**

1. **<エアコン洗浄後の異臭>　1ヵ月半ほど前、自宅寝室のエアコンの洗浄を△△社の提携業者に依頼した。しかし、洗浄作業終了後にエアコンを稼働させてみると有機臭がする。２０時間以上冷房運転を続けてみたが、異臭は消えなかった。そこでその旨業者に連絡したところ、業者は△△社の社員とともに来訪して確認した上で、「異臭はしない」ととりあおうとしない。自宅は妻と２人暮らしで、妻は「異臭は感じない」と言っている。しかし、自分は感じており、今のままではこの寝室が使えないので、異臭を取り除く方法を教えてほしい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。（70歳代の男性）〈消費者〉**

   ⇒△△社のWebサイトによると、エアコンクリーニングは、専用の薬剤で洗浄した後、高圧水を噴霧して薬剤を十分除去するとのことです。ニオイの感じ方は個人差もありますので、やはり△△社のお問い合わせ窓口に、詳しく状況を話してご相談されてはいかがでしょうか。また、別途費用はかかりますが、エアコンの購入店の紹介を得て、他の専門業者にご相談される事も可能ではないでしょうか。

◆ **一般相談等**

- **<除湿剤（タンクタイプ）成分の安全性>　「従来から、タンクタイプの除湿剤を利用している。最近友人から、「除湿剤には塩化カルシウムが入っているが、この薬剤は人体に有害ではないか」との話を聞いた。本当に人体に有害なのだろうか」との相談を、70歳代の女性から受けているが、どうか。〈消費生活Ｃ〉**

  ⇒タンクタイプの除湿剤は、多くの場合塩化カルシウムの潮解性（水分を吸収して液体になる性質）を利用して除湿します。塩化カルシウムは海水中にも少量含まれ、また豆腐の凝固剤や道路の凍結防止剤に使われる等、身近な薬剤です。タンクタイプの除湿剤を使用法通りに正しく使用する限り、一般には塩化カルシウムは人体に有害ではないといってよいでしょう。ただし、塩化カルシウムの粉末や潮解した液体が、直接皮膚に触れると、化学やけどのような症状を引き起こすこともありますので、内容物には直接触れないようにお話しください。

- **<ディート（ジエチルトルアミド）を含有する虫よけ剤の安全性>　「保育園でプールを子供たちに使わせたい。子供たちが塗った虫よけ剤のディートがプールの水に溶け込んで、子供たちの健康に悪影響を与えるようなことはないだろうか」との相談を、地元の保育園から受けて**

いる。ディートについては、数年前に厚生労働省から使用上の注意喚起がなされたと記憶する。化学製品PL相談センターには、本件についての情報はないか。〈消費生活C〉

⇒当センターでも、虫よけのディートとプールとの関係について有益な情報は持ち合わせておりません。ディートを含有する虫よけ剤については、2005年の国民生活センターによる問題提起をきっかけに、厚生労働省で安全対策が検討され、同年8月に、製品の表示等に関する通知が安全対策課長名で指示されました。また、その後の調査検討を踏まえて、2010年には同通知の一部（定期報告の項）を廃止しています。本件については、厚生労働省安全対策課、あるいは虫よけ剤のメーカーに確認されてはいかがでしょうか。

- **＜薬用せっけんの安全性＞　「先日新聞広告を見て、息子の入浴に適していると考え、△△社の薬用石けん〇〇を購入した。しかし、送られてきた商品を使用する段になって、皮膚へのダメージが心配になった。〇〇について、トラブルの事例はないか」との相談を、70歳代の女性から受けている。PIO-NETで調べた限りでは、当該製品に関する使用上のトラブル報告は見当たらない。化学製品PL相談センターでは、〇〇に関する問合せはないか。なお、相談者のご家族に、化学物質に過敏である等の傾向はないとのことである。〈消費生活C〉**

⇒当センターの相談事例を、過去10年以上にさかのぼって調査しましたが、〇〇に関する苦情などの問合せはありません。しかし、製品の品質に問題がなくとも、使用する人の体質や体調によって、何らかの不具合が生じることも皆無とは申せません。ご心配でしたら二の腕等に少量使用して、様子を見る方法もあるのではないでしょうか。

- **＜お風呂用カビ防止剤の安全性＞ 10ヵ月ほど前に、風呂場のカビ防止に△△社の〇〇を購入し、使用方法通りに取り付けた。その後2ヵ月の間、風呂場と隣の洗面所では全くカビが目立たなくなった。あまりに効果がありすぎて人体にも有害でないかと怖くなり、〇〇は取り外して廃棄した。その後6ヵ月以上がたち、自分も家族も体調に取り立てて不安はない。防カビの効果は持続しているように感じる。〇〇が人体に悪影響を及ぼすようなことはないだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。（中年の女性）〈消費者〉**

⇒当センターのデータベースでは、過去〇〇のトラブルに関連した相談を受けた事例はありません。また、公開された情報によれば、〇〇の主成分も防カビや洗浄の分野でよく使われているもののようです。しかし、特定の製品の安全性については、やはりそのメーカーでなければ責任もってお答えできません。△△社の”お客様窓口”に、ご不安な点をご相談されてはいかがでしょうか。

- **＜スーパーの食品トレイの安全性＞　スーパーで購入し一旦冷凍した肉等を、家庭で調理する**

際に、購入した時のトレイに載せたまま電子レンジで解凍している。最近になって、トレイから人体に有害な物質が溶け出しているのではないかと心配になった。そのようなことはないだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。（中年の女性）〈消費者〉

⇒スーパーの肉等のトレイには、一般に発泡ポリスチレンが使われています。一般社団法人日本プラスチック食品容器工業会のWebサイトにある”プラトレネット”によれば、当該トレイに食品を載せて電子レンジで加熱しても、『プラスチックから何か食品に溶け込むことはありません。』との事です。しかし、『プラスチックは熱をくわえると、収縮することがあります』ので、表示に従って正しく使用するようお願いします。

◆ ＜自宅のシックハウス対策に関する相談窓口＞　自宅の新築、或いはリフォームを検討している。関連の図書を調べてみると、シックハウス対策も重要であることが書かれてあった。そこで、住宅のシックハウス対策について、相談窓口や検査機関などを教えてほしい。化学製品PL相談センターは関連書物で知った。（中高年の男性）〈消費者〉

⇒お住まいの地域の保健所が、多くの場合シックハウスに関する相談や検査を受け付けています。また、住宅を新築・リフォームする際の相談対応機関として公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター(http://www.chord.or.jp/index.php)があり、電話相談窓口も開設していますので、これらの機関にご相談されるとよいでしょう。一方、シックハウス原因物質に関する環境検査機関については、国民生活センターが提供する「商品テストの実施機関」のリストに、公益財団法人 日本分析センター(http://www.kokusen.go.jp/test_list/data/200800724.html)等が紹介されています。分析費用は依頼者の自己負担となりますので、必要に応じてご相談されてはいかがでしょうか。

◆ ＜有機溶剤中毒予防規則適用外洗浄剤の安全性＞　何時購入したか分からないが、車の部品の洗浄剤（スプレー缶）が部屋に置いてあった。表示に『有機溶剤中毒予防規則適用外』と書かれている。この言葉の意味が知りたい。また、この製品を部屋に置いていて、万一漏れたりした場合の子どもへの影響が心配だ。その場合の安全性はどうか。（中年の女性）〈消費者〉

⇒有機溶剤中毒予防規則適用外というのは、労働安全衛生法を実施するために定められた規則である“有機溶剤中毒予防規則”で定義された有機溶剤を使用していないという意味です。しかし、特定の製品の安全性については、メーカーでなければ責任を持ってお答えできませんので、メーカーの窓口にお問い合わせください。

◆ ＜接着剤を小分けし販売する際の製造物責任＞　自分は商社で新製品の企画を担当している。今般、接着剤を国内のメーカーから仕入れ、チューブ状の容器に小分けして、事業者向けに販

売する事業を企画した。この場合、小分けが製造物責任（PL）法上の製造行為に該当するだろうか。製品に何らかのトラブルが起きた場合、当社が製造物責任を問われるか否かが知りたい。（若い男性）〈事業者〉

⇒当センターは、特定の企業・商品に関するコンサルタントは行っておりません。本件は、法律の専門家やPL保険を扱う損害保険会社等にご相談ください。なおPL法上は、製品に記載された製造元が製造責任を負うことになります。

◆ **＜保冷剤の効果持続時間＞　自分は幼稚園に勤めている。園児は弁当を持ってきており、暑い季節なので保冷剤を入れている場合もある。保冷剤は5cm×7cmくらいの小さなものである。弁当は朝持ってきて、4時間くらい部屋壁際の日光のあたらない場所に置かせている。保冷剤は4時間の間弁当を冷たく保つ効果があるのだろうか。保冷剤を園児が舐めてしまう等、トラブルが絶えないので、効果が期待できないものなら、弁当に入れないようお願いしようかと考えている。〈事業者〉**

⇒一般に見かける保冷剤は、水に少量の吸湿性ポリマーを混ぜて、ゲル状にした液体を封じ込めています。保冷剤を冷凍庫で凍らせて使用した場合の保冷効果の持続時間は、条件によって大きく異なり、一概には申せません。一般的に言って、小さな保冷剤が弁当全体を保冷する効果はきわめて限定的で、数時間にわたり冷たく保つ事は難しいものと思われます。

◆ **＜消石灰製品の安全表示＞　弊社は、肥料用の消石灰を一般向けに製造販売している。先ごろ流通業者から、当社製品に記載された注意表示について、最近の状況を踏まえて改定することを勧められた。そこで、どのような注意表示に改定すべきか、アドバイスが頂きたい。（中年の男性）〈事業者〉**

⇒当センターは、特定の企業・商品に関するコンサルタントは行っておりません。本件に関しては、農林水産省が平成23年10月に消費・安全局農産安全管理課長名で”肥料用消石灰の警告表示による注意喚起について”を通知しています。この通知には、『注意表示の例』も添付されていますので、貴社から直接、農産安全管理課に問い合わせて見てください。

◆ **＜日常生活に供される化学製品に係る法規制＞　自分は、海外のメディア△△社で番組を企画している。日常的に生活の中で使用される化学製品に対して、日本ではどのような法規制があるか教えて頂きたい。（若い女性）〈メディア〉**

⇒ご質問が漠然としており、また広範囲にわたるため、当センターでは的確なお答えができません。法体系の全般に関しては、関係省庁にご確認くださるようお願いします。

２.　入手資料の紹介

―2013年7月度に化学製品PL相談センターで入手した主な資料をご紹介します。
あわせて、資料の中で化学製品に関連すると思われる記事についても紹介しています。

1. 公益財団法人自動車製造物責任相談センター「相談状況（2013年6月度）」
2. 公益財団法人自動車製造物責任相談センター「2012年度　活動状況報告」
3. ガス石油機器PLセンター「ＩＮＦＯＲＭＡＴＩＯＮ」2013.6
4. 家電製品PLセンター「インフォメーション≪2013年6月度≫」
5. 家電製品PLセンター「平成24年度家電製品ＰＬセンター年次報告書」
6. 医薬品PLセンター「平成25年度第1四半期〔4～6月〕報告書」
7. 日本化粧品工業連合会PL相談室「PL相談室の受付状況の報告について」平成25年6月まで1ヵ年
8. (財)消費科学センター　「消費の道しるべ」7月号

化学製品ＰＬ相談センターニュースメールメンバー登録受付中！

『アクティビティーノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせするインターネットメールサービスです。

- **人数や資格の制限はありません。（誰でも登録できます。）**
- **費用は無料です。（インターネット通信費･接続費は各自でご負担ください。）**
- **お申し込みはE-mail（PL@jcia-net.or.jp）で。**
  （件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。）
  ① ご氏名（フリガナ）　② お勤め先（フリガナ）　③ ご所属･お役職･ご担当など
  ④ ご連絡先（勤務先か自宅かを明記）の住所･TEL･E-mailアドレス

※　ご連絡頂きました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

３.　メディア情報から

新聞(首都版)などで報道されている、化学物質･化学製品、消費者問題等に関する記事を紹介するコーナーです。
(記事の存在のみご紹介しています。記事そのものの提供は著作権法により禁じられていますので、内容の詳細は各紙面でご確認ください。)

＊ カネボウ化粧品は、美白効果があるとされる「ロドデノール」を配合した8ブランド54製品について、「肌がまだらに白くなる」可能性があるとして、自主回収を発表(7/4, 5各紙、以降各紙続報)

・・・・・・・★ 出前講師のご案内 ★・・・・・・・

化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例をもとに、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話しさせて頂きます。各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。
日時･費用･その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。
(TEL 03-3297-2602　担当 ： 保刈(ホカリ))

★アクティビティーノートに関するご意見･ご感想をお待ちしております。

化学製品ＰＬ相談センター

〒１０４－００３３　東京都中央区新川１－４－１ 住友六甲ビル
ＴＥＬ：０３－３２９７－２６０２　ＦＡＸ：０３－３２９７－２６０４
ＵＲＬ：http://www.nikkakyo.org/plcenter/

化学製品による事故を防ぐために

塩素系カビ取り剤で気分が悪くなった！

温度、湿度、栄養、空気……。浴室にはカビにとって最適の条件が揃っています。入浴後、石けんカスをよく流し、浴槽にフタをして、換気扇を回しておくなど、ふだんからカビ予防に気を使っているつもりでも、どこからともなく生えてくるカビ……。そのままにしておくとアレルギー性疾患や感染症の原因にもなります。殺菌除去のためにはカビ取り剤が有効ですが、そのカビ取り剤を使用中に、少しでも早く乾くようにと50℃くらいのお湯で洗い流していたところ、気分が悪くなったという相談が、以前当センターに寄せられました。

家庭用のカビ取り剤には塩素系と非塩素系があります。カビの色素を漂白する効果がより高いのが塩素系カビ取り剤で、水道水やプールの消毒殺菌等に幅広く使われている次亜塩素酸ナトリウムに、アルカリ安定化剤として水酸化ナトリウムが1%弱加えられたものです。

次亜塩素酸ナトリウムはアルカリ性の状態では安定ですが、酸性洗浄剤と同時に使用したり容器を移し変えたりして、液性が少しでも酸性に傾くと、有毒な塩素ガスを発生します。そのため、混用の危険性について使用者に明確に分かるよう、製品に『混ぜるな危険』と表示することが家庭用品品質表示法で義務づけられています。同時に使用したつもりがなくても洗浄が不十分な場合、一方の物質が残留していて反応を起こす可能性もあるほか、酢やアルコールと混ぜたり、獣毛のハケやブラシを使用したりしても有毒なガスが出ることがあります。また塩素ガスではなく塩素系の臭いだけでも気分が悪くなることがあり、今回の事例のように熱を加えたり、一度に大量に使用したり、続けて長時間使用したり、せまい場所で使用したりする際には、換気等に十分な注意が必要です。もし使用中に目にしみたり、せき込んだり、気分が悪くなったりした時は、直ちに使用をやめてその場を離れ、洗眼、うがい等をしてください。

一方、水酸化ナトリウムは強アルカリ性の物質で、タンパク質を溶かす作用がありますので、カビ取り剤の原液を絶対に素手で扱わないようにしてください。もし手についた場合は、直ちに大量の水で洗い流し、異常が残る場合は皮膚科の診察を受けてください。目に入った場合そのままにしておくと失明の恐れもあります。すぐに十分な流水で15分以上洗眼した後、眼科を受診してください。なお受診する際には、より適切な処置迅速に受けられるよう、製品を持参するとよいでしょう。

カビ取り剤は効果が高い反面、影響力も大きいものです。使用中に誤って目に入ったり、皮膚についたり、ミストを吸い込んだりしないように、保護用のメガネ・掃除用手袋・マスクをする等の準備をしてから始めましょう。マスクをする場合は、水で濡らした後にかたくしぼって使うとより効果があります。天井など目線より高いところには、直接スプレーせずに柄のついたスポンジなどにつけて使用しま

しょう。また小さな子どものいる家庭では、絶対に子どもの手が届く場所には放置しないよう注意が必要です。子どもなどが誤ってカビ取り剤を飲んでしまった場合は、無理に吐かせず、応急処置としてすぐに水または牛乳を飲ませた後、医師の診察を受けてください。

清潔な浴室は気持ちがいいものですが、カビ取り剤を使ってお風呂場はキレイになったけれど気分が悪くなったというようなことのないよう、使用上の注意をよく読み正しくお使いください。

※ 次号の『アクティビティーノート』は、９月１０日頃に発行の予定です。お楽しみに。